

山梨県猫不妊・去勢手術助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、猫による環境問題について対策を推進するとともに、飼い主不明の猫として県に搬入、または飼い主からの引取り依頼を減らすため、猫の不妊・去勢手術費を助成する市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助金の対象者、対象経費及び基準額等)

第2条 補助対象者、補助対象経費、基準額及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象者	県内の市町村（地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づく、保健所設置市を含む。）
補助対象経費	猫の不妊・去勢手術の助成に要した経費 （ただし、飼い主のいる猫については、多数の猫を飼うことにより、周辺的生活環境が損なわれている場合若しくはそのおそれがある場合に限る。）
基準額	① 猫の不妊・去勢手術に要した実費 ただし、1匹につき不妊手術は15,000円、去勢手術は10,000円を上限とする。 ② 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術加算金 不妊・去勢手術に要した実費に1匹につき1,000円を加算する。この場合、1匹につき不妊手術は16,000円、去勢手術は11,000円を上限とする。
補助率 （上限額）	2分の1 （① 不妊手術7,500円/匹、去勢手術5,000円/匹 ② 飼い主のいない猫は500円/匹を加算し、 不妊手術8,000円/匹、去勢手術5,500円/匹）

(補助金の交付額)

第2条の2 この補助金の交付額は、次のうち少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。

- 一 前条で定める基準額
- 二 対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた市町村は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、補助金変更交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、前条第1項の規定により提出された補助金交付申請書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定により提出された補助金交付申請書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、補助金の変更交付決定を行い、変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第5条 市町村長は、当該事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付を四半期ごとに受けようとするときは、交付決定をした年度の7月、11月、1月及び翌年度4月の10日までに、実績報告書（様式第6号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第6条 知事は、第5条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 知事は、申請者が、偽りその他の不正の手段により補助を受けたとき又は補助に過納若しくは誤納があったときは、当該補助金の決定及び確定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

（書類の整備等）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収支の関係を明らかにした書類及び証拠書類を作成し、これを事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。